

資料119-1

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
について

(諮問第3144号)

< 目 次 >

1 答申書（案）	1
2 概要等	12

(参考)

諮問時の改正案	27
---------	----

情 郵 審 第 * 号
令 和 4 年 1 月 * 日

総務大臣
金子恭之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱昇

答申書(案)

令和3年11月19日付け諮問第3144号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり修正した上で制定することが適當と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正案及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）の一部改正案の一部について、別添1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

以上

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	（禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定） 第二十二条の二の十四 総務大臣は、法第二十七条の三第一項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	（禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定） 第二十二条の二の十四 「同上」
2	<p>法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該旧契約の提供条件（第二号の規定による変更後のものを含む。）において更新することとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させれる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。</p> <p>当該指定の前日における当該旧契約の提供条件（次号の規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができる」とされている範囲内で利用者からの申出により行う変更</p> <p>二 当該指定の前日における当該旧契約の提供条件のうち第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めために行う変更（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）</p> <p>前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「その指定」とあるのは、「当該電気通信事業者がその指定」と、「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは、「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。</p>	<p>法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（当該指定の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができる」とされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該契約の提供条件において更新することとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させれる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。</p> <p>〔新設〕</p>
3	<p>前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは、「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。</p>	<p>前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは、「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	附 則	改 正 後	
	（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）		附 則
	第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。	第三条 「同上」	（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）
1	<p>一 施行日の前日（第四項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該旧契約の提供条件（口の規定による変更後のものを含む。）において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結</p> <p>イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件（口の規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更</p> <p>ロ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）</p>	<p>一 施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結</p> <p>〔新設〕</p>	
2	<p>前項の規定は、新法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二条の二の十七」とあるのは、「新施行規則第四十条の二において準用する新施行規則第二十二条の二の十七」と、同項各号中の「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。</p> <p>それがあるものを除く。）に関する契約の締結</p> <p>第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。</p>	<p>一 施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結</p> <p>〔新設〕</p>	
3	<p>前項の規定は、新法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二条の二の十七」とあるのは、「新施行規則第四十条の二において準用する新施行規則第二十二条の二の十七」と、同項各号中の「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。</p>	<p>一 施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結</p> <p>〔新設〕</p>	
4	<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>	改 正 前

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この省令は、
附 則
公布の日から施行する。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 に対する意見募集の結果

■ 意見募集期間：令和3年11月20日（土）から同年12月20日（月）まで

■ 意見提出件数：5件（法人・団体：5件）

■ 意見提出者：(意見受付順、敬称略)

意見提出者	
1	株式会社 NTT ドコモ
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	JCOM 株式会社
4	株式会社オプテージ
5	楽天モバイル株式会社

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1 引き続き既往契約の解消に取り組むが、総務省においても積極的な周知を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、ギガホプレミア、ahamo 等の新料金プランの提供、利用者一人ひとりのご利用状況に応じた適切な料金プランのご案内等により、既往契約から改正法適合プランへの円滑な移行を進めてきたところです。 引き続き当社は、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、自主的・積極的に取り組んでまいります。 ○ こうした事業者の取組を後押しするため、本改正案の「既往契約の更新に係る特例（3G 契約に係る部分を除く）を 2023 年末をもって廃止するものとする」ことについて、総務省においても積極的に周知を行って頂きたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>考え方 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の省令改正を踏まえ、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」といいます。）の施行前に締結された同法による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 27 条の 3 に適合していない契約（以下「既往契約」といいます。）を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、事業者と協力して利用者への周知・広報に取り組み、できる限り令和 5 年末までに既往契約の解消を図ることが望ましいと考えます。 	無
<p>意見 2 本省令案に賛同。総務省においては早期の既往契約の解消に向けて、引き続き状況を注視し、必要な取組を行うべき。</p> <p>「競争ルールの検証に関する報告書 2021」を踏まえ、既往契約の更新を認める特例（3G 契約に関する部分を除く）の令和 5 年度末での廃止、その間における既往契約の不適合拘束条件の適合に向けた契約変更の容認を目的とした本省令の改正案に賛同いたします。MNO の既往契約の解消は、高額の違約金の負担なく利用者による解約と他社への移行を促すために重要であり、それによりスイッチングコストの更なる低廉化と利用者の流動性確保が図られるものと考えます。総務省においては、MNO による既往契約解消に向けた更なる取り組みを注視し、早期に既往契約の事業法適合契約への移行が完了するよう促すことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信事業法第 27 条の 3 の規律に適合しない契約が多く存在することは、MNO と MVNO 間の競争条件として対等とは言い難いと考えます。この点、利用者が自由にサービスを選択できる環境、および公正な競争環境のさらなる確保のために早期に既往契約の解消を図 	<p>考え方 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本案への賛同の御意見として承ります。 ○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、既往契約の早期解消に向けた各事業者の取組状況や改正法に適合した契約への移行状況等を引き続き注視し、必要に応じ、対応を検討することが適当であると考えます。 	無

<p>ことは有効であると考えますので、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に賛同いたします。</p> <p>○ 総務省殿においては、既往契約の解消に向けた事業者の取り組み状況について注視いただくとともに、既往契約のさらなる早期解消に向けた促進施策や潜脱行為の指摘等、状況に応じて必要な取り組みを行っていただくことを要望いたします。</p>	<p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	
<p>「囲い込み効果の高い既往契約」（「競争ルールの検証に関する報告書 2021」P27）の解消は事業者間のより公正な競争環境の実現に資すると考えられることから、その早期解消は喫緊の課題であると考えます。</p> <p>この観点から、「既往契約の更新に係る特例（略）を、令和5年末をもって廃止する」（別紙1P7）とともに、「既往契約における不適合拘束条件を個別に適合させることができるよう規制緩和を行う」（同P8）ことに、強く賛同します。</p> <p>また、既往契約の最終的な解消時期を政策目標として設けることにも賛同いたします。一方、その時期については、上述のとおり既往契約はできる限り早期に解消されるべきことから、例えば令和4年末に前倒しするべきと考えます。加えて、適合契約への移行状況に対する、引き続きの注視をお願いいたします。</p>	<p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	
<p>意見3 MNO3社の既往契約の解消に向けた議論については賛同。一方当社については規模も小さいため、制度見直しの対象外としていただきたい。</p>	<p style="text-align: center;">考え方3</p>	
<p>「競争ルールの検証に関するWG」において、MNO3社の抱える既往契約が、市場規模が小さく競争力の弱いMVNOとの公正な競争環境を阻害しているものとされ、その早期解消について議論されてきたこと、および不適合拘束条件（契約期間2年超、違約金1,000円超）を伴う既往契約が、事業法改正後2年を経過してもなお、MNO3社において約3,800万件が残存し、その解消について議論がなってきたことについては賛同しております。</p> <p>今夏の「競争ルールの検証に関する報告書2021案」への意見募集において当社より、MVNOのMNOに対する市場競争力が相対的に低下している状況について意見を提出し、貴省から「既存大手であるMNO3社が、改正法の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約を多く抱えたまま、新規事業者やMVNOとの間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいせず、公正な競争環境を整える観点からは、早期に解消るべきものと考える」旨のご見解を頂戴しております。</p> <p>しかしながら、今回の省令改正案においては、MNO3社の既往契約のみならず、事業法第27条の3の規律指定事業者が対象となり、すなわちMVNOまで対象範囲が拡大されております。</p>	<p>○ 御指摘の「競争ルールの検証に関する報告書2021」（以下「報告書2021」といいます。）においては、確かにMNO3社の既往契約が競争に与える影響について焦点を当てて分析を行っている一方で、既往契約について、MNO3社のみが解消を図れば足りるとはしておらず、「事業法第27条の3の趣旨を徹底する観点から、できる限り早急に解消する、具体的には、できる限り早急に既往契約を0にすべく関係者においては必要な取組を進めるべきである」、「既往契約を抱える事業者においては、（中略）できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが求められる」とするなど、既往契約を抱える全ての事業者を念頭にその解消を求める提言がなされていると承知しています。</p>	<p>無</p>

WG では MN03 社の問題として議論されており、議論の俎上にも上らなかった一部の MVNO までもが対象とされたことに対し、唐突感を感じております。

また、MVNO に対しては既往契約の早期解消に向け、周波数の新規割り当て等のインセンティブも議論されておりましたが、今回対象となる MVNO においてはそのようなインセンティブもなく、一方的に既往契約の解消を求める内容となっています。

当社は MVNO の特定関係法人として今回の規制の対象になりますが、市場規模も小さく（市場シェア 0.7%以下）、既に既往契約への新規受付も停止し、法令に適合した新規のプランも発表し、同プランへの自然移行が進むものと考えております。当社のような MVNO については、競争環境への影響が限定的であるため、制度見直しの対象外としていただきたく存じます。

【JCOM 株式会社】

また、既往契約に係る規律の法的根拠となる事業法第 27 条の 3 及びその関係法令においては、MN03 社のみならず、同条の規定に基づき総務大臣が指定する事業者（以下「対象事業者」といいます。）を齊しく規律の対象としていることを踏まえれば、既往契約を抱える全ての対象事業者においてその解消が求められるべきものと考えます。

- ここで、対象事業者については、従前より、潜脱を防止する観点から、MVNO の特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）について、その利用者数に関わらず全て対象事業者として指定することとされているものであり、本案による改正によって改正対象の規定の適用を受ける対象事業者の範囲に変更を加えるものではなく、MVNO まで対象範囲が拡大されているとの御指摘は当たらないと考えます。
- なお、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 14 第 2 項に規定する、改正法の施行日以降に対象事業者として指定された事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更又は更新に関する特例については、もとより適用期間の定めはなく、本案もその点について変更を加えるものではありません。他方、かかる契約についても、事業法第 27 条の 3 に適合していないという点では既往契約と同様であり、同法の趣旨を踏まえれば、事業者において早期解消に向けて取り組むことが適当と考えます。
- また、報告書 2021においては、既往契約を抱える事業者によるその早期解消を促すための手立てとして、事業者の自主的な取組の対応を今後の周波数割当て等の審査に活用するなどのインセンティブを与えることについての議論がなされていますが、既往契約は、もとより事業法に適合していないものであり、法の趣旨を踏まえれば永続することは望ましくなく、利用者利益の保護の観点からある程度の経過期間を確保する必要はあるものの、対象事業者においては、一定の期間経過後はその解消を図ることが求められるものと考えます。今回の改正

	は、改正法の施行から2年が経過したことを踏まえ、更に2年の期間を設けて解消を図ろうとしているものであり、経過期間としては十分な期間が確保されているものと考えます。	
意見4 総務省において、事業者の周知・広報状況について注視するとともに、自身も積極的に周知・広報を実施すべき。 別紙1P7には「事業者及び総務省が協力して利用者への周知・広報に取り組」むとあるところ、「競争ルールの検証に関する報告書 2021」によると、「MNO3社の移行促進のための取組のうち、周知について、「報告書 2020 では、『各事業者による周知が改正法の施行前後と比較して低調になってきている』という指摘をしている。」(P19)、「総務省の利用者意識調査では、適合契約に移行した利用者のうち、約4割の者が案内はなかったと回答している。」(P20)、「公正取引委員会令和3年度調査報告書では、『(略)通信事業者のこれまでの取組が不十分であると考えられる』としている。」(同)といった状況であったことから、貴省におかれましては、当該周知・広報が既往契約の最終的な解消まで継続して実施されるよう関係事業者にご指導いただくとともに、社会全体の理解度向上のため、自らもこれを積極的に実施していただきますようお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	考え方4 ○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、事業者と協力して利用者への周知・広報に取り組み、できる限り令和5年末までに既往契約の解消を図ることが望ましいと考えます。	無
意見5 契約期間のない既往契約について、総務省において状況を注視すべき。 「もとより契約期間（更新）のない既往契約は、適合契約への移行機会（更新）がなく、制度的な解消は困難」（別紙1P7）であることから、「事業者において解消を図ることが望ましい」（同）とされています。よって、貴省におかれましては、該当する利用者に対する関係事業者からの移行促進の周知等、当該既往契約の解消に向けた継続的な取組みが十分に行われているかを確認いただくとともに、その残存が公正な競争を阻害するおそれがないか、引き続き注視をお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	考え方5 ○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、既往契約の早期解消に向けた各事業者の取組状況や改正法に適合した契約への移行状況等を引き続き注視し、必要に応じ、対応を検討することが適当であると考えます。	無



総務省

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する 省令案等について

令和4年1月
総合通信基盤局
料金サービス課

電気通信事業法第27条の3の規律

- 改正電気通信事業法(令和元年法律第5号。以下「改正法」とする。)により導入された
電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」とする。)**第27条の3の規律**により、
以下を「約する」ことを禁止。
 - 端末の購入を条件とする通信料金の割引や、通信役務の締結を条件とする端末代金の値引き等の利益の提供等
(通信料金と端末代金の完全分離)
 - 契約の解除を不当に妨げる提供条件(行き過ぎた囲い込みの是正)
- このため、改正法の施行日(令和元年10月1日)以降、**新たに「約する」契約(「更新」を含む。)**は、
事業法第27条の3に適合した条件の契約(適合契約)である必要がある。

既往契約の「更新」に係る特例

- 改正法の施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない契約(既往契約)については、
最初の契約の更新の際に、適合契約に移行することが原則として求められる。
- しかし、適合契約への移行が不利となるおそれのある例外的な利用者も存在するため、
「当分の間」の経過措置として、既往契約のうち不適合拘束条件については、再度、事業法不適合の
条件で「更新」することが特例として認められている。

(不適合利益提供等については、特例による更新は認められていない。)



更新が繰り返されることにより、既往契約(不適合拘束条件)が永続的に残る可能性。

既往契約の「変更」の原則禁止

- 既往契約は、潜脱行為を防止する観点から、適合契約に移行させるものを除き、原則として「変更」は認められていない。
- 例外的に、利用者利益の保護の観点から、「当分の間」の経過措置として、不適合拘束条件に係る規律については、改正法の施行日の前日における提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更（例：月間のデータ通信容量の上限を5GBから9GBに変更）に限り適用しないとする特例を設けている。

既往契約(不適合拘束条件)の種類

- 不適合拘束条件は、利用者にとって不利なもの、有利なものが存在する。
 - ✓ 利用者に不利な提供条件（例：違約金9,500円、契約期間4年）：解消が利用者の利益となる
 - ✓ 利用者に有利な提供条件（継続利用割引等）：解消すると利用者にとっては不利益となる



現行制度においては、利用者に不利な提供条件のみを解消する変更も認められていない。

(参考)関係条文

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄)

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 (略)

2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項、第七十三条の四及び第一百六十七条の二において同じ。)に対し、当該**移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約させること。**
- 二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該**契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。**

3 (略)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号) 附則(令和元年9月6日総務省令第38号)(抄)

(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法(次項において「新法」という。)第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、**新施行規則第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。**

- 一 **施行日の前日**(第三項の移動電気通信役務にあっては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。)において現に締結されている**移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更**(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で**利用者からの申出により行うものに限る。**)又は**更新**(施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で**同一の条件で行うものに限る。**)に関する契約の締結
- 二 第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。)の提供に関する契約(その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のものに限る。)の締結

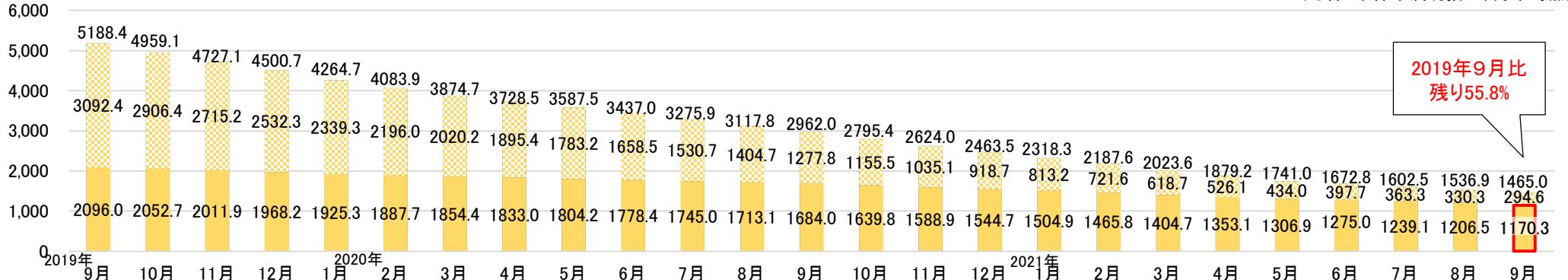
MNO3社の既往契約の残存数

- 不適合利益提供等は、改正電気通信事業法の施行後2年(2021年9月末)で、3社合計で残り約1,465.0万契約となっている。このうち、旧端末購入プログラムは約1,170.3万契約となっており、約55.8%が残されている。
- 不適合拘束条件(契約期間2年超、違約金1,000円超)は、改正電気通信事業法の施行後2年(2021年9月末)で、3社合計で残り約3,812.7万契約となっており、約37.4%が残されている。

事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数

(3社計)  

(万件:千件未満切捨て、月末時点)

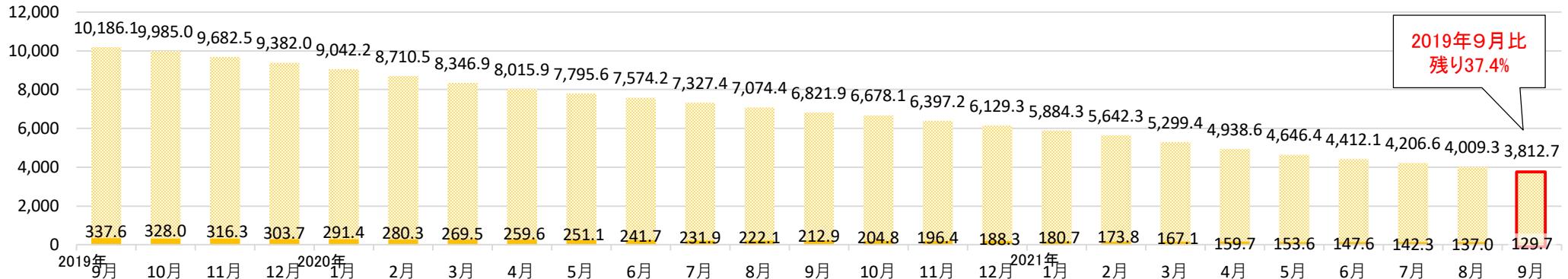


2019年9月比
残り55.8%

事業法第27条の3不適合拘束条件の残存数

(3社計)  

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



2019年9月比
残り37.4%

注1 電気通信事業法施行規則第22条の2の17第1号に掲げる提供条件（違約金等の定めがある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること）又は同条第4号に掲げる提供条件（違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること）のいずれかに該当するものの残存数。

注2 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に同社に事業承継を行った「UQ mobile」分を含む。

既往契約の早期解消に向けた基本的考え方

「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言を踏まえ、

既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、早期解消に向け、以下の取組を行うこととする。

[1] 以前より指摘されてきた既往契約の早急な解消

- ✓ 具体的には、NTTドコモの「違約金留保」、KDDI・ソフトバンクの「旧端末購入プログラム」
- ✓ 改正法施行当時から囲い込み効果が指摘されており、早急に解消する必要

[2] 既往契約の最終的な解消時期(政策目標)の設定

- ✓ 解消の進捗状況や利用者への影響にも配慮しつつ設定

[3] [2]の時期までの間の環境整備の促進

- ✓ 利用者にとって不利な不適合拘束条件の早期解消を図る

- 「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言を受け、令和3年9月17日(金)、MN03社に対し、「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について(要請)」を発出。
- 上記要請において、既往契約の解消に向けた取組として、下記の事項について速やかな撤廃の検討を要請。
 - NTTドコモ：違約金の留保
 - KDDI・ソフトバンク：回線契約の継続を条件とする割賦代金の残債免除(旧端末購入プログラム)
- 要請に対する各社からの回答等は下表のとおり。

要請に対するMN03社からの回答等

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
既往契約 の解消	要請事項		
	違約金の留保 (令和3年10月1日に撤廃済)	旧端末購入プログラム (回線契約継続条件を 本年3月31日をもって撤廃予定)	同左 (回線契約継続条件を 本年3月末頃に撤廃予定)
	自主的な対応	全ての契約の違約金 (令和3年10月1日に撤廃済)	全ての契約の違約金 (本年2月に撤廃予定)

[2] 既往契約(不適合拘束条件)の解消時期の設定について

対応方針(案)

(1) 不適合利益提供等

端末の購入を条件とする通信料金の割引は、順調に解消が進捗。

→ 更新が認められていないため、令和5年9月末までに自然解消。

(2) 不適合拘束条件

特例による更新が認められているため、何らの対応も行わなければ、**永続的に残る可能性**。

→ これまでの解消の進捗状況を踏まえ、解消時期を設定することとする。

具体的には、次の考え方により、不適合拘束条件の解消時期(政策目標)を令和5年末とする。

➢ 不適合拘束条件の残存数は、改正法施行から2年経過(令和3年9月末)時点で4割弱に。
更に2年以上が経過する令和5年末までには相当程度解消が見込まれる状況。

➢ 令和2年1月1日の改正法完全施行(スマートフォン以外の端末向けに提供される移動電気通信役務について規律適用開始)から、令和5年末で4年を迎える。

➢ 利用者には、改正法施行後、2年契約であれば2回、4年契約でも1回の更新機会が与えられることとなる。

→ ここでいう解消時期(令和5年末)は、後述のとおり、制度的には「それ以降更新が不可」となる始点。しかしながら、事業者及び総務省が協力して利用者への周知・広報に取り組み、できる限りこの時期までに解消を図る。

(3) 3Gのみ契約

解消(4G契約等への移行)に際し、**端末の買い換えやSIMカードの交換が必要**になるなど、**利用者への影響が大きい**。

→ 上記(2)に関わらず、各社のサービス終了までに解消を図ることとする。

既往契約の更新に係る特例の廃止

- 上記の解消目標を踏まえ、省令を改正し、既往契約の更新に係る特例(3G契約に係る部分を除く)を令和5年末をもって廃止するものとする旨を規定する(廃止のための省令改正は別途実施)。
 - 令和6年以降は同一条件での更新が不可となり、次の更新の機会に**適合契約に移行することが必要**
- ただし、**もとより契約期間(更新)のない既往契約**は、適合契約への移行機会(更新)がなく、**制度的な解消は困難**
 - 事業者において解消を図ることが望ましい。

対応方針(案)

- 不適合拘束条件の解消時期である令和5年末までの間も、できる限り早期に改正法の趣旨に適合した環境が整うよう、取組を促進することが適当。

既往契約の変更を可能とするための制度的措置

- 上記の方針を踏まえ、事業者が自主的に、既往契約における不適合拘束条件を個別に適合させることができるように、規制緩和を行うこととする。
- 具体的には、不適合拘束条件を適合させるものに限り、既往契約の変更を認める省令改正を行う(下表参照)。

1~3は契約上の個別の提供条件
○・△:適合している条件(○≠△)
×:不適合拘束条件

	変更内容	現行制度	規制緩和後
①不適合拘束条件の全部解消	1. ○ → ○ 2. × → ○ 3. × → ○	可	可
②不適合拘束条件の一部解消	1. ○ → ○ 2. × → ○ 3. × → ×	不可	可 不適合拘束条件を適合させるものに限り認める
③不適合拘束条件以外の変更	1. ○ → △ 2. × → × 3. × → ×	不可	不可
④不適合拘束条件の一部解消 +不適合拘束条件以外の変更 (②+③)	1. ○ → △ 2. × → ○ 3. × → ×	不可	不可

- ただし、**潜脱防止**のため、不適合拘束条件を適合させる変更であっても、**以下のような変更は不可**とする(別紙参照)。
 - 他の不適合拘束条件を残したまま、契約の更新の機会をなくすもの [省令上で措置]
 - 規律の潜脱につながる形で継続利用割引を実質的に存続させるもの [ガイドライン上で明確化]

[3] 別紙:既往契約の「変更」の考え方

変更前の提供条件(例)	変更後の提供条件(例)	考え方
<p>[プランA]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間 2年 違約金 <u>9,500円</u> 料金 5,000円/月 <p>[プランB]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間 なし 料金 6,000円/月 <p>←不適合(1,000円超) ←不適合(違約金有無による値差170円超)</p>	<p>[プランA]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間 なし 違約金 <u>なし</u> 料金 5,000円/月 <p>[プランB]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間 なし 料金 6,000円/月 <p>←適合 ←適合(違約金有無による値差)</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・違約金を撤廃 ・上記により、AB間の値差は違約金有無による値差に転換 →不適合拘束条件の全部解消
<p>・契約期間 2年</p> <p>違約金 <u>9,500円</u></p> <p>料金 6,000円/月</p> <p>継続割 ▲ <u>1,500円/月</u></p> <p>(実質 4,500円/月) (月額料金/年が上限)</p> <p>←不適合 ←不適合</p>	<p>・契約期間 なし</p> <p>違約金 <u>なし</u></p> <p>料金 6,000円/月</p> <p>継続割 ▲ <u>500円/月</u></p> <p>(実質 5,500円/月)</p> <p>←適合 ←適合</p> <p>・契約期間 2年</p> <p>違約金 <u>1,000円</u></p> <p>料金 6,000円/月</p> <p>継続割 ▲ <u>1,500円/月</u></p> <p>(実質 4,500円/月)</p> <p>←適合 ←不適合</p> <p>・契約期間 なし</p> <p>違約金 <u>なし</u></p> <p>料金 6,000円/月</p> <p>継続割 ▲ <u>1,500円/月</u></p> <p>(実質 4,500円/月)</p> <p>←適合 ←不適合</p> <p>・契約期間 なし</p> <p>違約金 <u>なし</u></p> <p>料金 <u>4,500円/月</u></p> <p>継続割 <u>なし</u></p> <p>←規律の潜脱につながる ←適合</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・違約金を撤廃 ・継続割を上限額まで引下げ →不適合拘束条件の全部解消 <p> → </p> <ul style="list-style-type: none"> ・違約金を1,000円に引下げ ・継続割は変更せず →不適合拘束条件の一部解消(規制緩和後は可能) <p></p> <ul style="list-style-type: none"> ・違約金と契約期間(更新)を撤廃 ・他の不適合拘束条件(継続割)は残存 →不適合拘束条件を適合させる機会(更新)が失われるため、<u>契約期間(更新)の撤廃は不可</u>とする <p></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合拘束条件(継続割等)を解消 ・料金を値下げ(継続割と同額分) →不適合拘束条件(継続割)を実質的に存続させる変更であり、<u>規律の潜脱につながるもののは不可</u>とする

改正案

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年九月六日総務省令第三十八号）附則
(移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。

一 施行日の前日（第四項の移動電気通信役務にあっては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該旧契約の提供条件（口の規定による変更後のものを含む。）において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結

イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件（口の規定による変更後のものを含む。）において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更

ロ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）

二 第三代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。）の提供に関する契約（その提供条件が施行日の前日に提供されていた契約の提供条件と同一のもの（この号の規定による変更後のものを含む。）に限る。）の締結及び当該契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更（当該変更後も当該契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該契約の更新の機会を失わせるものその他当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）に関する契約の締結

- 2 略
- 3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。
- 4 略

改正の趣旨

<[3]関係>

施行規則第22条の2の17各号（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件）に該当する条件（不適合拘束条件）を改める（適合させる）ために行う変更を新たに認めるもの。

<[3]ただし書き関係>

他の不適合拘束条件を残したまま既往契約の更新の機会をなくす（契約期間（更新）を撤廃する）変更を認めないこととするもの。

<[3]ただし書き関係>

上記のほか、行き過ぎた囲い込みの禁止の趣旨に反するような潜脱的な変更が行われることを防止するために規定するもの。

※具体的な事例に応じ、「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」で考え方を明確化。)

<[3]関係>

3Gのみ契約についても、施行規則第22条の2の17各号に該当する条件（不適合拘束条件）を改める（適合させる）ために行う変更を新たに認めるもの。

<[2]関係>

「当分の間」の経過措置として認められている既往契約の「更新」に係る特例を、令和5年末をもって廃止する方針を規定するもの。

（廃止のための省令改正は別途実施）

【参考】特例の適用関係(省令改正～令和5年末)

※ 詰問後修正箇所

11

	改正法施行前に締結された契約				改正法施行後に締結された/締結する契約				
	更新 (提供条件の範囲内・同一条件)	一部変更			新規 (プラン変更を含む)	更新 (提供条件の範囲内・同一条件)	一部変更		
		提供条件の範囲内	提供条件の変更				提供条件の範囲内	提供条件を変更	
			不適合拘束条件の一部解消	その他			不適合拘束条件の一部解消	その他	
改正法不適合契約(3G除く)		<input type="radio"/> 1号本文	<input type="radio"/> 1号イ (利用者申出のみ)	✗ → <input type="radio"/> 1号ロ	✗				
3G契約		<input type="radio"/> 1号本文 2号	<input type="radio"/> 1号イ (利用者申出のみ) 2号	✗ → <input type="radio"/> 1号ロ	✗	<input type="radio"/> 2号	✗ → <input type="radio"/> 2号	✗	



1号本文

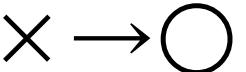
1号の変更を行った後の
提供条件によるものを含む



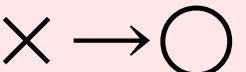
1号イ
(利用者申出のみ)



1号ロ



1号ロ



2号

1号ロの変更/2号による変更
を行った後の提供条件による
ものを含む



2号

2号による変更を行った後の
提供条件によるものを含む



2号



【参考】特例の適用関係(令和6年以降)

	改正法施行前に締結された契約				改正法施行後に締結された/締結する契約				
	更新 (提供条件の範囲内・同一条件)	一部変更			新規 (プラン変更を含む)	更新 (提供条件の範囲内・同一条件)	一部変更		
		提供条件の範囲内	提供条件の変更	不適合拘束条件の一部解消			提供条件の範囲内	提供条件の変更	
改正法不適合契約(3G除く)	(廃止)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 1号イ (利用者申出のみ) 1号口の変更を行った後の提供条件によるものを含む	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ×			
3G契約		<input type="radio"/> 2号	<input type="radio"/> 1号イ (利用者申出のみ) 2号	<input type="radio"/> 1号口 <input type="radio"/> 2号 1号口の変更/2号による変更を行った後の提供条件によるものを含む	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ×	<input type="radio"/> 2号	<input type="radio"/> 2号 ×	

電気通信事業法施行規則第22条の2の14第3項による読み替え後の規定について、規律の趣旨に沿った適切な表現となるよう、技術的修正のための省令改正(黄色マーカー部分を追記)を行う。

現 行

読み替え後	読み替え前
(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)	(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)
2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結の媒介等に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七の規定は適用しない。	2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、 <u>第二十二条の二の十七</u> の規定は、適用しない。
3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。

→ 契約の締結主体は電気通信事業者であるところ、現行規定のままでは届出媒介等業務受託者(代理店)が締結している契約と解釈されてしまう可能性。

改 正 後

読み替え後	読み替え前
(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)	(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定) 第二十二条の二の十四 (略)
2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が、 <u>当該電気通信事業者が</u> その指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約(略)の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結の媒介等に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 一・二 (略)	2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約(略)の一部の変更(略)又は更新(略)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、 <u>第二十二条の二の十七</u> の規定は、適用しない。 一・二 (略)
3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「 <u>その指定</u> 」とあるのは「 <u>当該電気通信事業者がその指定</u> 」と、「 <u>の締結</u> 」とあるのは「 <u>の締結の媒介等</u> 」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。	3 前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「 <u>その指定</u> 」とあるのは「 <u>当該電気通信事業者がその指定</u> 」と、「 <u>の締結</u> 」とあるのは「 <u>の締結の媒介等</u> 」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。

既往契約の早期解消に向けた取組の方針(案)

14

既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求める。

概要		解消状況 (R3.9末時点の 残存割合)	囲い込み効果に についての指摘等	解消による 利用者への 影響	解消時期に についての考え方	総務省・事業者に おける対応
不適合利益提供等 ※更新不可	①旧端末購入プログラム (回線契約条件の 割賦代金残債免除)	D:— K・S計:55.8%	2年前 (改正法施行時) から指摘	なし	早急に解消	[総務省] R3.9.17 各社に解消を要請 [事業者] 年度内 KDDI・ソフトバンクが解消予定
	②端末購入を条件とする 通信料金割引	3社計:9.5%	(改正法 不適合)	あり (値上げ)	更新不可のため、 令和5年9月末までに 自然解消	—
不適合拘束条件 ※特例により 同一条件での 更新可能	③2年超の契約期間	D:— K・S計:38.4%	(改正法 不適合)	なし	令和5年末までに解消 〔令和6年以降は〕 更新不可	[総務省] ①令和5年末をもって特例廃止 ②不適合拘束合条件を適合させる 変更に限り認める制度的措置 [事業者] ②を活用し、解消に取り組むべき ※契約期間（更新）の撤廃については 一定の制約あり（別紙参照）
	④-1 違約金1,000円超	3社計:37.4%	(改正法 不適合)	なし		[総務省] R3.9.17 ドコモに解消を要請 [事業者] R3.10.1 ドコモが解消
	④-2 9,500円留保(ドコモ)		2年前 (改正法施行時) から指摘	なし	早急に解消	[総務省] 上記①+② [事業者] 上記②を活用し、 解消に取り組むべき
	⑤その他 条件	⑤-1 利用者不利	(改正法 不適合)	なし	令和5年末までに解消 〔令和6年以降は〕 更新不可	[総務省] 上記①+② [事業者] 上記②を活用し、 解消することが望ましい
		⑤-2 利用者有利		あり (値上げ)	制度的に解消は困難	[総務省] 上記①+② [事業者] 上記②を活用し、 解消することが望ましい
⑥ 3Gのみ契約		3社計:43.0%	—	26	あり (端末買換、 SIM交換)	(上記解消時期及び①に関わらず) 各社3Gサービスの終了までに解消

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	（禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定） 第二十二条の二の十四 総務大臣は、法第二十七条の三第一項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。	第二十二条の二の十四 総務大臣は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該旧契約の提供条件において更新することができる」ととされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。
2	法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約（以下この項において「旧契約」という。）の一部の変更（次に掲げるものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該旧契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができる」ととされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該契約の提供条件において更新することができる」ととされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。	法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（当該指定の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができる」ととされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該契約の提供条件において更新することができる」ととされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。
3	[新設] 一 当該指定の前日における当該旧契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができる」ととされている範囲内で利用者からの申出により行う変更。 二 当該指定の前日における当該旧契約の提供条件のうち第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めために行う変更（当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。）	前項の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「その指定」とあるのは、「当該電気通信事業者がその指定」と、「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあるのは、「第四十条の二において準用する第二十二条の二の十七」と読み替えるものとする。

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		附 則 (移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)	改 正 後
		第三条 改正法による改正後の電気通信事業法(次項において「新法」という。)第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二条の二の十七の規定は適用しない。	改 正 後
	2	一 施行日の前日(第四項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この項において同じ。)において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約(以下この項において「旧契約」という。)の一部の変更(次に掲げるものに限る。)又は更新(施行日の前日における当該旧契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。)に関する契約の締結	第三条 「同上」
	3	イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更	第三条 「同上」
	4	ロ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件のうち新施行規則第二十二条の二の十七各号のいずれかに該当するものを改めるために行う変更(当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものその他当該旧契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。)	第三条 「新設」
備考	2	〔二 略〕	一 施行日の前日(第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下の項において同じ。)において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。)又は更新(施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。)に関する契約の締結
	3	〔二 同上〕	二 施行日の前日(第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下の項において同じ。)において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。)又は更新(施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。)に関する契約の締結
備考	4	〔二 同上〕	三 第二項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。
	5	〔略〕	四 第二項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。

この省令は、
附 則
公布の日から施行する。